

**令和7年度 第5回文京区子ども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会 要点記録**

日時 令和8年1月22日（木）午後6時30分から午後8時43分まで
場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 若者計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区説明会の結果について 【資料第1号】
 - (2) 若者計画（最終案）について 【資料第2号】
 - (3) 文京区こどもの権利に関する条例の制定等について 【資料第3号】
 - ア 文京区こどもの権利に関する条例の制定等について
 - イ 今後のスケジュールについて
 - (4) 子育て支援計画における子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」及び「確保方策」について 【資料第4号】
- 3 報告
 - (1) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員について 【資料第5号】
 - (2) 児童相談所に係る運営状況について 【資料第6号】
- 4 その他
- 5 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、乾 愛 委員、河合 直子 委員、原田 悠希 委員、大橋 久 委員、弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、早川 真 委員、佐々木 妙子 委員、佐々木 万紀子 委員、高橋 誉則 委員、木下 敏宏 委員、瀧田 巖陽 委員、篠塚 宏器 委員、杉本 謙 様、杉山 直之 様、安藤 尚徳 様、磯崎 奈保子 様、石樵 さゆり 部会員、那須 晴吾 部会員、井利 由利 様

欠席者

加藤 光喜 委員、秋葉 園江 委員、久保 知子 委員、稲村 紘志郎 部会員

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所長、吉田教育推進部長、川崎企画課長、永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、鈴木子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、佐藤児童相談所副所長、新納児童相談援助担当課長、大塚保健サービスセンター所長、熱田教育総務課長、宮原学務課長、木内教育センター所長

欠席者

篠原福祉政策課長、大戸子ども家庭支援センター所長、山岸教育指導課長、日比谷児童青少年課長

<傍聴者>

4名

子育て支援課長：皆様、こんばんは。定刻になりましたので、まだ数名お見えになっていないんですが、ただいまから令和7年度第5回文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会を開催いたします。

私、進行を務めます、文京区子ども家庭部子育て支援課長鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

今回、現委員の任期満了の3月までに開催する会議、本日最終回となっております。オンラインでご参加の皆様を含め、本日どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。事前配付、それから郵送、メールにて資料を全員の皆様に送付をさせていただいております。

次第、本日の次第と資料第1号、第2号が若者計画の関係です。

それから第3号がこどもの権利条例。

第4号が子育て支援計画の「量の見込み」に関する資料。

第5号が、子ども・子育て支援法に基づく利用定員に関する資料。

第6号が児童相談所の運営状況。

それから、席上に配付をさせていただいてる、これ会場のみになりますけれども、座席表と、参考資料といたしまして、この会議の委員と協議会の部会員の名簿となっております。

それから、若者計画の中間のまとめの概要版。

それから、資料第3-1号、別紙1とあるかと思いますが、こどもの権利条例の最終案。区報ぶんきょう1月1日号、カラー刷りです。

それから、こどもの権利推進リーダー2期生になりますけれども、その募集のチラシ。

今の6点については、持ち帰り、お持ち帰りをいただいて問題ございません。

閲覧用といたしまして、若者の生活と意識に関する調査報告書の全体版、厚めの冊子になっております。コピー用紙で綴ってあるものです。

それから、子育て支援計画の7年度から11年度の冊子。

それから、厚めのほうが、子育て支援に関するニーズ調査の報告書の冊子。3点、こちらは閲覧用となっております。

会場にお越しの皆様で、資料に不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の出欠状況でございます。お手元にある座席表の右下のほうをご覧くださいければと思います。オンライン参加が高櫻委員、それから高橋委員、欠席が加藤委員、久保委員、それから幹事として福祉政策課長の篠原、子ども家庭支援センター所長の大戸、児童青少年課長の日比谷が欠席でございます。

まだ遅れて来る方が2名ほどいらっしゃいますが、このまま始めさせていただきます。

最後に皆様へお願いでございます。毎度のことでございますけれども、ご発言をする際は初めに所属団体名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言をいただきますようお願いいたします。

会場にお越しの委員でご発言をする際は、お手元のマイクをご活用ください。ご発言の前に、お手元のボタンを押してランプが赤くつきますので、そちらを確認いただき、発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してマイクの電源をお切りくださいますようお願いいたします。

Z o o mのご参加の委員につきましては、ご発言する際は手を挙げるリアクションボタンですかね、それを押していただいて、合図をいただけますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

遠藤会長：皆さん、こんばんは。この冬最強寒波ということで、大変お寒い中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日が最終回となっておりますね。審議に入ってまいりたいと思っておりますけれども、本日の会議は次第のとおり、議題が4件、報告が2件となっております。

会議時間につきましては、20時30分閉会を予定しております。

本日は最終回ですので審議終了後に委員の皆様から一言ずつお言葉を頂戴していただく予定です。円滑な進行のご協力をお願いいたします。

それでは、一つ目の議題、若者計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会の結果について、二つ目の議題の若者計画（最終案）について、鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木でございます。

1号と2号まとめてご説明をさせていただきます。

その前に、前回の会議でご質問いただいた部分で、回答ができなかった部分、2点ほど追加でご説明をさせていただきます。

まず一つ目、スポーツ振興に関する事で、ボルダリング、パルクールの開催場所の想定はあるかというご質問でしたが、パルクールにつきましては文京スポーツパークにて体験パフォーマンスを実施しております。

それから、ブラックバイトに導かないような取組を行っているか、というご質問でございますが、こちらにつきましても、文京区の経済課の消費生活センターというのが地下2階にございますが、そちらで啓発セミナーの一部を行っているところでございます。

それでは、資料1号のほうをご説明させていただきます。

前回の会議でもご説明をいたしましたとおり、この中間のまとめの審議を経た後、1番にあります。12月5日から1月5日にかけて、パブリックコメント及び区民説明会を実施いたしました。多くの方からご意見を頂戴いたしました。

募集結果はこちらにお示しのとおりでございます。

2番、区民説明会でございますが、2日に分けて実施をいたしました。12月10日水曜日の夜間、それから12月13日土曜日の午前に実施をいたしました。1回目が0名で、2回目が2名ということで、今後区民説明会、こういった説明会の在り方については、検討課題かなというふうに捉えております。

3番、パブリックコメントと区民説明会でいただいた意見を全て次ページ以降に掲載をさせていただきます。文字も小さく大変恐縮でございますが、説明は時間の関係上、割愛をさせていただきますけれども、質問内容は主に、計画全体や考え方に関する事。それから第4章、計画の第4章は主要項目ですとか、方向性を示しておりますが、そういったものに関する事。それから第5章は、この計画、全部で区の計画事業77載せておりますが、その具体的なことに関する事等のご意見をいただきました。

いただいた意見に対しまして、区の見解を右側に示しておりますが、これらの意見による計画の修正等は今回ございませんでした。

内容については、また、ご確認をいただければと存じます。

続いて、資料の第2号についてご説明をいたします。

こちら、これまでのこの会議ですとか、パブリックコメント、議会等で様々なご意見をいただいた上で、今回、最終案をまとめましたので、そのご報告となります。

次のページ、1枚おめくりをいただきまして、A4横長の表になっておりますが、前回の中間のまとめから今回修正をさせていただいた点について掲載をしております。具体的なページでご説明をさせていただきますと、23ページをご覧ください。

23ページに3-6と3-7出生率、出生数の推移については最新の数字を掲載しております。

おめくりいただきまして、25ページも、これ3-10ですかね。最新の数字もこちらに掲載をさせていただいております。

それから、48ページ、ページのほうが、右下に振ってある少し大きめのページ数です。冒頭で説明すればよかったです、右下の大きい数字で振ってあるほうをご覧ください。

48ページ、Pと入っているところです。P48ページですけれども、上のほうに主要項目方向性1とありますが、その2行目に、今、現在、修正しておりますので、就業世帯と書かれておりますが、前回まで共働き世帯というふうに記載をしておりました。この委員会の、この会議の場での、委員の皆様が発言で、共働きだけではなくて、当然单身の方もいらっしゃるの、就業世帯のほうが正しいということで、そのように就業世帯のほうに、修正をさせていただいております。

それから、58ページをご覧ください。1-1-6です。ダイバーシティ推進事業のSOGIの表現について、文京区で使用している順序が、前は性自認が先だったんですが、性的指向及び性自認のほうに修正をさせていただいております。

続いて、64ページをご覧ください。64ページ1-2-6若年層向け健康事業でございましてけれども、事業概要のところ、前回の中間のまとめまでは、39歳となる区民の方への検診の勧奨のはがき、そのことだけを記載をしていたんですが、当然それ以前の39歳になるまでの方の健康相談ですとか、健康センターでの各種取組等も当然やっておりますので、そういったものを冒頭2行です。追加をさせていただいております。

66ページをご覧ください。ここもこの会議の中で委員の方からいただいた意見で、やっぱりこの計画全ての方が当事者意識を持って、という記載をしていたきたいというところで、所管課のほうともいろいろ調整をしたんですが、1-2-11スポーツ交流ひろばの充実のところ、2行目の事業概要のところ、「全ての」とありますが、そういった3文字を追加をさせていただきました。

それから、74ページをご覧ください。74ページ、3-1-3文化芸術活動の推進でございまして、これは区役所の中での意見で、この若者文化芸術に触れる機会、これを趣味とする方も多くいらっしゃいますので、ここは全く新しく、追加をさせていただきました。

最後に、変更点ではないのですが、53ページをご覧ください。53ページの四角囲みで2行書かせていただいております。前回もご説明をさせていただきましたが、今年の1月から2月にかけて、若者の皆様に全数調査をさせていただいて、1万4,000人の方からご回答をいただきました。そういったことですとか、オンラインでの若者の会議というものもやらせていただきました。その中では、孤独を感じているですとか、同世代とつながりたい、こういった声もいただいております。

また、本日ご出席いただいている井利さんが所属をしている茗荷谷クラブの利用者さんからも、文京区湯島に中高生専用の施設Bラボがございますが、ああいったものの若者版があるとぜひ行ってみたい、こういった意見もいただいたところ です。

こういった意見を基に、若者が自由に過ごせて同世代との交流を深めることができる居場所ですとか、若者の声を聞く機会、こういったものを提供する事業を検討しております。正式に事業スキームが決定次第、この若者計画の第5章、今、計画事業77載っておりますけれども、その一つとして掲載をさせていただく予定ですので、ご了承いただきたいと思います。

最後に、1ページ目にお戻りください。

今の部分が3番の最終案でございまして、4番、今後の策定スケジュールですが、2月の議会報告を経まして、3月この冊子完成の運びとなっております。

すみません。少し長くなりましたが、説明は以上でございまして。

遠藤会長：ありがとうございます。ただいま、子育て支援課長より議題1、若者計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会の結果について、そして、議題2、若者計画（最終案）について、ご説明いただきました。

初めに、本日ご出席いただいております青少年健康センター茗荷谷クラブの井利様よりご意見をいただき、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、そして、オンラインにてご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いしたく存じます。

それでは、井利様、よろしく願いいたします。

井利様：青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。発言の機会をいただきありがとうございます。今、居場所の説明がございました。今後どのような居場所をつくっていくかということも大事な問題だと思っております。地域で、居場所に地域が、この地域が居場所なんだよねと若者が思えるような地域をつくっていくことというのが非常に大きな課題かなというふうに思っております。そういう意味では、新しい居場所をつくるということと同時に、既存にある居場所といったものをどのように充実させるかということも考えていけたらいいかなというふうに思いました。

パブリックコメントを読ませていただきましたけれども、非常に多くの意見をいただいて、本当に関心が高くてありがたいなということを思いつつ、こういったコメント、意見をどのように反映させていくかということが、今後の私たち文京区でぜひやっていただければ、というふうに思っております。

以上になります。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

続きまして、会場にいらっしゃる委員の皆様のほうからまず、ご意見、ご質問等、頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。ご説明ありがとうございました。いろいろ意見もいただいたというところと、あと今日最終案というところなのですけれども、今のご説明ですとか、あと、第2号の裏の2ページの変更点一覧を拝見すると、反映されているかなと感じまして、誤記とかいろいろそういうところの変更が中心だったように受け止めをしました。

質問としては、まず、この最終案にいろいろ意見いただいたところが反映されているのかどうか、反映されているのであれば、代表的なもので構いませんので教えていただきたいなと思います。もし反映されていないのであれば、最終案ということで、これで1回フィックスされると思うんですけれども、この意見をどういうふうに扱っていくのかというところをお聞かせいただければと思います。

子育て支援課長：ご質問ありがとうございます。意見というのは、パブリックコメントの意見というところですね。パブリックコメントも多数の方から意見をいただいたところがございます。我々も全庁にまたがる大きな意見、それから子ども家庭部に関する意見、多くいただきましたけれども、特にこの最終案で修正する部分がございますでした。ただ、今、井利さんのほうからもお話がありましたが、計画のほうには落とし込めておりませんが、全庁でこれ共有をしておりますので、どの意見も本当に大変素晴らしいご意見でありましたので、今後、若者計画ができましたら、計画の中身と、この区民の皆様からいただいた意見を反映して、事業の展開を図っていききたいというふうに考えております。

秋山委員：ありがとうございます。意見出した方もこれ、最終版で入っていないとか思われることもあるので、そういったところも添えて公開されるといいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その点もよろしく願いいたします。

遠藤会長：じゃあ、よろしく願いします。

子育て支援課長：ありがとうございます。こちらのパブリックコメントのご意見と区の見解につきましては、区のホームページ等で公開をいたしますので、そちらでご確認をいただければというふうに思っております。

遠藤会長：ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。
よろしく願いいたします。

佐々木（万）委員：文京区認可保育園父母の会連絡会の佐々木と申します。

先ほど、居場所、若者の居場所について、私どもも今までの会議で挙げていた意見が反映され、より充実したような場所ができそうだなというイメージをいただいてうれしく思っております。こういったパブリックコメントのほうを見ていると、やはり障害の方々の不安ですとか、そういったところもあるので、念のため確認なのですが、もちろんそういった施設というのは、例えば、たばこは吸わないとかというのは、当然、そういう場所だと思うんですけど、居やすい場所ですし、また身体障害者の方ももちろん使えるような場所なのかどうか、また、何というのですかね。アレルギーですとか、何

というか、化学物質などのところも一応配慮したような施設になっているのかなというところは、そこはやはり気になるところだなと思います。

もちろん、そういった物理的な面もそうですし、障害の中には知的障害の方々もいらっしゃるのです、そういった方とのコミュニケーションですとか、うまく言語化できない方へのコミュニケーションができるような人材がいらっしゃるのか。耳が聞こえない、目が見えない、化学物質にアレルギーがあるみたいなものも、もちろんそういったところも配慮したような居やすい、誰もが行っていいんだという施設がいいなと思います。

一方で、オンライン化ももちろんしてくださると思うんですが、オンラインがあるから誰でも参加できるよね、だけではなくて、やはりオンラインでやっている、仕事の会議ですとかでも、やっぱり現場で会うと全然違うので、誰もが来ていいんだよという場所であってほしいなと思っております。

今のところご計画としては、そういったところ組み込まれておりますでしょうか。

子育て支援課長：ご質問ありがとうございます。まだプレス発表前なので、具体的なことが言えないんですが、今、委員が言われたような、例えば、たばこのことですか、アレルギーのことですか、というのは十分配慮していきたい。禁煙のスペースでありますので、十分配慮していきたいというところと、今回、パブリックコメントのところでも、化学物質ですか、アレルギーに関することのご質問をいただいておりますが、また、区の見解も書かせていただいておりますけれども、その辺りは最大限配慮していきたいというふうに考えております。

また、当然、障害の有無にかかわらず、全ての若者が来やすい居場所になるように、区としても努めていきたいというふうに考えております。

佐々木（万）委員：ありがとうございます。私もいろいろ知らないことがあります。まして、例えば、食品ですと、ピーナッツみたいなものも、何かほかの国ですとピーナッツが飛行機で食べただけで本当に死に至るようなものもある危険性があるというのも、私も知らなかったものもあるので、いろんなアレルギーがある中で、今までね、お弁当でもそういうものを持ってきてしまうことがあるとあれだなと思うので、いろいろ周知のほうも恐らく大変かと思うのですが、どうぞいろんな意味でよろしく願いいたします。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、よろしく願います。

河合委員：公募区民の河合でございます。資料第1号の区民説明会の開催につきまして、せっかくご準備していろいろ待たれていたところに、参加者が0名というのは、大変悲しく拝聴いたしました。今後こういった説明会の在り方を考えられるとのことですが、具体的にどのようにすれば増えるかについ

て、何か、今のところ考えているものはありますでしょうか。あればお伺いしたいと思います。

遠藤会長：よろしく申し上げます。

子育て支援課長：ご質問ありがとうございます。議題の第3号でこどもの権利条例をご説明この後しますけれども、そこでは条例の策定に当たって、様々な意見を聞くに当たって、パネル型の展示説明会というのをやっております。その条例のこどもの権利条例以外にも今、区の中では、そういったパネル型によって少し足を運びやすいですとか、そこにいる区の職員とざっくばらんな意見提案、議論ができるということで、そういったものも今、少しずつ区の中では始めておりますので、こういった計画策定は今までは、パブコメと区民説明会とかセットというのは決まっていたんですが、そういった新たなパネル型でどなたでも来ていいですよというような説明会というのも、加えていくのも一つアイデアとしてあるのかなというふうに考えているところであります。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

よろしく申し上げます。

佐々木（万）委員：すみません。先ほどに引き続き気になったので、私の失敗談で恐縮なのですが、保育園の保護者会、保護者会というか懇親会で、私、開催側としては気をつけたつもりでも、やはり当事者のアレルギーをお持ちのお子さんのお母様からすると、いや、もうそんなお菓子持込みだと、うちはそれで影響あるかもしれないので行けませんみたいなこともあるので、やはりどんなにこちらが配慮したとしても、当事者の方から見た配慮レベルに追いついているのかというのがあるので、できれば、仕上がりましたという前に、一応、できれば当事者の方々の意見を聞いてからというのを強く私の反省点も込めて推進したいと思っております。お願いいたします。ありがとうございます。

子育て支援課長：はい。運営の参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

オンラインでご参加の委員の皆様の方で、何かご意見等ございませんでしょうか。

はい。それでは、どうもありがとうございました。パブリックコメントに関しましては、たくさんの方からということなのか、それとも比較的少数の方からたくさんコメントをいただいたということなのか、ただ、とても非常に重要なことについて、いろいろ触れてくださった内容につきまして、区のほうからは非常に丁寧にご対応いただきまして、大変ご苦勞があったのではないかなという気がいたしますけれども、これを公開するというところで、納得が得られればなというふうに願っているところでございます。

あと、説明会に関しましては、参加者の方が少なかったということで、ただ、先ほどご説明いただきましたようにパネル型の展示、私も何回か見させ

ていただいたりしましたけれども、実際に見ていらっしゃる方が非常に多くいらっしゃって、いいアイデアだなというふうに思ったところがございしますので、今後はぜひ、ああいったことで、さらに多くの方々に関心を持っていただけるようにしていただければというふうに思ったところでございます。

それでは、三つ目の議題の「文京区こどもの権利に関する条例の制定等について」に移ってまいりたいと思います。資料は第3号-1及び第3号-2となります。議題3「文京区こどもの権利に関する条例の制定等について」、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明をお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢です。よろしくお願いいたします。

文京区こどもの権利に関する条例につきましては、10月、11月にパブリックコメントを行いまして、条例の最終案をこのたび作成したところでございます。資料第3かなり分厚いものなのですが、こちらの3ページからが条例の最終案出ております。厚いほうの資料は、変更箇所が特に目立たせていないので、今日、机の上にその条例の部分だけ別途ご用意したものがございします。こちらの修正箇所を網かけしておりますので、こちらをご覧くださいいただくほうが分かりやすいかなと思うので、こちらのほうもご覧いただければと思います。ページ数は共通して振ってございますので、ページ数は3ページになります。

こちらが条例の最終案でございます。主な修正箇所につきましては、網かけがしてあるところ、データだと黄色くなっているものなのですが、こちらをご覧くださいいただければと思います。

まず、条例の冒頭の前文につきましては、この8月に、こどもの権利推進リーダーと、区議会議員との意見交換会を行いました。その内容を踏まえまして、条例の前文を作っています。区内の中高生からなるこどもの権利推進リーダーのほうで、9月、10月とリーダー会議をさらに重ねまして、その中で自主的に子どもたちのほうから直したいということで、入ってきた修正がこちらでございます。

意見交換会では、区議の皆様から子どもたちの中には障害のある方もいるし、言葉で表せない、小さな子どももいるよというようなご指摘もありましたので、こういったものを受けて、例えば、修正案の冒頭のところ、「わたしたち全てのこどもは」という言葉が入ったり、そういったところで表現が変わっているところがございます。

また、4ページのほうの一番最後、こどもからの声の最後に、締めくくりの文章も入れているところがございます。「わたしたち全てのこどもにとって「こどもの権利」が守られるまちになることを願い行動していきます」と最後に自分たちで行動していくんだというようなところも、決意表明といえますか、意志表示ということで入っているところがございます。

こちらが前文のところでございます。

続きまして。7ページをご覧ください。7ページの条文の前の見出しのところでは、5、区の責務というところの「責務」という言葉でございませう。この言葉遣いに関しては、もともと子どもにも分かりやすい表現にしようということで、例えば、6番とか7番は、保護者の役割、区民等の役割と、役割という言葉をあえて使っていたのですが、区に関してはやはり、より強く責任のある対応を求める意味で、責務という言葉にしたほうが良いということで、修正が入っております。これは後ほど触れますパブリックコメントでもご指摘がありましたので、それを踏まえての修正となっております。

また、この区の責務の表現は、今年施行された自治体でも使われている表現でもあります。

続きまして、8ページをご覧ください。9のこどもの意見等の表明と参加の項目のところでは、こちらは(2)から(5)のところでは、具体的な取組とか、努めるべきことについて示していますが、誰が取り組むのかという主語について、少し書き分けが出ていました。しかしながら、この条例上は四つの主体が出てきます。区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設、この四つの主体が共通して行っていく形で掲げることで、文京区全体でこどもの意見の尊重に努めるということを示していきたいということで修正を加えました。

こちらの点につきましてもパブリックコメントで一部ご意見がありまして、それを踏まえた修正となっております。

12ページをご覧ください。こどもの権利擁護委員の規定のところでは、12ページの冒頭19の(7)なのですが、こちらは権利擁護委員の職務の進め方。同じく21番の(1)ですけれども、こちらは権利擁護委員の要請及び意見の尊重等というところですけど、こちらでも誰がという主語のところを、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の4者を主語としまして、区全体で権利擁護委員の取組に協力する内容に改めたところでございませう。

主な修正点は、以上となります。

条例文案につきましては、現在区の法規担当部署と協議をしております、実際の条例になるときは、例えば、今、これ1番、2番なのですが、第1条、第2条と直したりとか、そういう法文作成上のルールに基づいて、形式などを直す修正が加わる予定でございませう。

資料の1ページにお戻りいただけますでしょうか。分厚いほうの資料にお戻りいただいて、その1ページの2番でございませう。2番がパブリックコメント等の実施結果についてです。(1)のところでは、パブリックコメントは、10月20日から11月20日まで行いまして、こちら30人の方から205件のご意見をいただきました。そのうち、特定の方から多くの意見をいただくような場面もございました。

また、(2)のこどもからの意見のところなのですが、こちらは区立小・中学校で生徒・児童の皆さんに貸与していますタブレットの中から回答に入れるようにしてございまして、そちらからの回答が多く来たのですが、全部で168人からご意見をいただいたところでございませう。

(3)のパネル展示型説明会につきましては、11月6日と9日、9日は日曜日ですけれども、2回行いまして、合計で説明会には257人ご来場いただき、ご来場いただいた方から92件のご意見をいただきました。

先ほど、パネル展示型説明会の様子という話がありましたので、こちらのQRコードからご覧いただけますと、そのときの様子が写真つきで見れますので、後ほどご覧いただけますと様子がよく分かるかなと思います。

具体的にいただいたご意見につきましては、15ページ以降の別紙3で、区の見解とともにお示ししているところでございます。お読みいただけますと、先ほどお話しした特定の方から寄せられたご意見につきましては、共通の視点から寄せられたご意見がありましたので、回答のほうも同じ内容で並んでいるところをございます。例えば、他の自治体の前文とか条文では、こういう表現を使っているのだけれども、こういうのは使わないのかというような質問が多くございました。これに関しては、回答としては、文京区としてはこう考えまして、このような条文を作りましたという内容で答えているところでございます。

また、質問の中には、個別の課題ということで、ヤングケアラーの話とか、障害のあるお子様の話とか、外国にルーツのある方の対する具体的な施策についても、条例に盛り込んでほしいというようなご意見もございましたが、回答としては、今回の条例に関しては、こどもの権利に関する区の基本的な考えを示すものでして、区ではこの条例の趣旨を踏まえてそれぞれの課題については、必要な取組を適切に実施していきますという見解を示しているところでございます。

先ほどパブコメのところで、条例のほうに反映したところをお話ししましたが、具体的には33ページの109番のところが、役割と責務の言葉遣いのご指摘いただいたところでございます。

また、その下の110のところが、意見表明の機会の確保として、各施設でもやるべきという話をございますのでそちらのところ今回の修正で明確にしたところです。

また、49ページからは、こどもの皆さんからいただいたご意見について、記載をございます。

また、59ページからはパネル展示説明会の会場でいただいた意見をお示ししてございます。こちら両者につきましては、要望とか質問というような内容に関しては、個別に区の見解を示してございまして、感想とか、例えば、展示会のほうであれば、展示物の感想とかもございましたので、そういったものに関しては個々に回答をつけるのではなくて、まとめて区の見解を記載しています。

こちらがパブリックコメントに関するところでございました。

続きまして、1ページにお戻りいただきまして、今度は3番のこどもの権利に関する意見聴取及び啓発についてございます。

区では、毎年9月から11月を「文の京子ども月間」としておりまして、この期間を中心に、子どもの皆さんご本人に意見を聞きに行く取組とか、啓発活動を行ってまいりました。3の(1)は、中高生の居場所施設でありますb-1 a bとA Q U A B A S Eでの取組でございます。

2ページにお進みいただきまして、2ページの(2)は中学生サミットとの連携で、今年度に関しては、7月5日に文京区議会の議場にて、各校から子どもの権利について検討した内容を発表していただきました。

続きまして、(3)は小学生を対象としたヒアリングで、今年は児童館等3か所で実施してまいりました。

(4)は未就学児を対象としたヒアリングで、今年は水道保育園で実施いたしました。

(5)は障害のある子どもを対象としたヒアリングで、区立小中学校の特別支援学級と放課後等デイサービスで実施してまいりました。

(6)は各イベントでの啓発活動についてで、各会場で子どもの権利を知っていますかというシールアンケートを行ったり、リーダーたちが作った条例前文案を見ていただいて、それについて来場者からご意見いただくような取組を行いました。

それぞれの具体的な実施の結果につきましては、66ページから99ページまで、資料をおつけしてございますので、ご覧いただければと思います。

また、2ページの(7)子どもの権利推進リーダーにつきましては、本日区報ぶんきょうの1月1日号、こちらお配りしてありますが、こちらにリーダーの代表の4人が、前文作成のエピソード、苦労話を語っていただいております。こちらC A T Vの番組にもなっております、現在ですとY o u T u b eでご覧いただけますね。区報の3面のところにQ Rコード、二次元コードが出ています。47分間のものです。非常に皆さん、熱心に語っていただいているものになっています。

リーダーの取組につきましては、令和7年1月から10月にかけて7回のリーダー会議を開催しまして、延べ300人の中高生の皆様にご参加いただき、先ほどご紹介した前文を作成したところでございます。

今年も、第2期として継続して行っていきたいと考えてございます。子どもの権利や条例についての啓発の仕方について、子どもたちと一緒に検討していく予定でございます。具体的にはこれからパンフレットとか、動画とかを作っていくこととなりますが、そういった中に、どんなものにしたら、見てもらえるかとか、子どもたちに刺さるかとか、アイデアをいただきながら一緒に作っていただければと思っています。3月に第1回目のリーダー会議を予定しておりまして、2月13日締切りで募集中です。今日お手元にこのチラシも置かせていただいております。今のところ22名の方からの申込みが来たところでございます。まだまだ募集しておりますので、もしお知り合いにご興味のある中高生の方いらっしゃいましたら、ぜひ皆さんからもご周知いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後。資料の2ページ4番の今後のスケジュールのところでございますが、2月に条例最終案を区議会に上程しまして、4月から条例施行へと進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。子ども施策推進担当課長より、議題3、文京区こどもの権利に関する条例の制定等についてご説明いただきました。ただいまの内容につきまして、本日ご出席いただいております杉本様、杉山様、安藤様、磯崎様の順番で、ご意見等を頂戴し、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインでご出席の委員の皆様にご意見を伺いたく存じます。

それでは、初めに、杉本様、よろしくお願ひいたします。

杉本様：文京区小学校校長会の本郷小学校校長の杉本です。よろしくお願ひします。

本当にこの文京区こどもの権利に関する条例について、ずっと話を積み重ねてきましたけれども、この意見聴取と啓発について、たくさんの方から意見等を聴取していただいて、本当にありがたく思います。

その中で、私が特に関心を持ったのは、子どもたちがどんな反応をしているかなというところです。ページで言うと53ページから58ページのところに、一人1行ぐらいでいろいろコメントが寄せられているのを読みました。1年生だと本当によく分からないんだなということが感じられたり、この1年生に分かるようにするのが学校の責任だなということも感じながら読みました。

中で、「子どものためにいろいろ考えてくれている」とか「自分たちは守られている」「安心した」「ほっとした」という、子どもの素直なこの声を聞いて、やはりこの条例はとても大切だということを感じます。

また、「自分の意見を主張しないと」とか、「この条例に接することによって自分は学んだ」とか、「知った」とか、そういう思いを子どもたちが持っているのを読んで、やはりこれを伝える、広げる、ということの役割がとても私たち学校にとって大切だということをおもわれました。

また、94ページから、この前文の「こどもからの声」よりというところで、大人の方がそれを読んで、コメントをしている内容がありますけれども、その中にこの内容を、「こどもからの声」という内容を読んで、1歳の子どもの保護者、保護者の方ですかね。こんなような子育てをしていきたいというふうな思いも書かれているのがありました。この条例が広く知られることによって、いろんな方々、子どもにも大人にとってもとてもプラスになる物であるということをつくづく感じました。学校として、この条例を大切に、教員一人一人がよく学んで、伝えて、広げていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは杉山様、よろしくお願ひいたします。

杉山様：文京区中学校長会、文林中学校の杉山と申します。よろしくお願ひいたします。

改めてこの文京区こども権利に関する条例を、子どもたちの目線で作られたということですが、拝見しまして、やはり学校としても、こういう当たり前なことをやはりこういう生徒の代表が作ってくれて、広げていって、こういう形になったというのはとても素晴らしいことだなというふうに思いました。

私たち大人からしてみれば当たり前のことが記載されているわけですが、特にこの安心して生きる、過ごすための権利、成長と可能性に関する権利、必要な支援を受け守られる権利、意見等の表明と仲間づくりに関する権利、この4項目について、しっかり平易な言葉で分かりやすく提示されているということについては、とても素晴らしいことだなというふうに思いました。

ほかにもいろいろな視点で権利について、幅広く、深く、なされているところについて、やはり中学校のほうとしても、こういったことがやっぱり、たった2文字の権利ということですが、まさにこういう大人になろうとしている段階の発達段階の中の生徒にとっても、とても意義があることだなというふうに思いました。

これまでに関わった非常に多くの時間と労力に改めて尊敬の念を抱いたところでございます。本当にありがとうございました。

以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは安藤様、よろしくお願ひいたします。

安藤様：弁護士の安藤です。よろしくお願ひいたします。

パブリックコメントの内容を拝見して、それぞれ各その角度から、方面からご意見いただいているのかなと思いますので、ぜひ、これは今後の参考にさせていただければと思います。その上で、条例の16条、こどもの権利に関する普及啓発のところとか、あと、それから17条のこどもの権利に関する施策の推進といったところ、要はこの条例というのはあくまでも基本的なところだと思いますので、その基本的なところを受けて、あとはパブリックコメントでもご指摘いただいているような具体的な取組というところがやはり重要かなというふうに思っておりますので、もちろん、条例を制定して終わりというわけではもちろんないところではございますので、今後の区取組というところが今度は非常に重要になってくるのかなと、そういう段階に文京区としてはいただけたらなというふうに思っております。

それから、今日お配りいただいている机上の資料の13ページで、その他の推進体制というところで、まさにまとめていただいているとおり、推進に向けた計画であったり、推進施策の確認、検証、あとは、こどもの権利推進リーダーというところで、2期生ということもありますので、本当に具体的な

取組ということは今後も、この条例を基礎にして進めていただければ
なというふうに思っております。

以上になります。

遠藤会長：どうもありがとうございました。

それでは、磯崎様、よろしくお願いいたします。

磯崎様：弁護士の磯崎です。私からは感想めいているんですけども、前文に
ついて、子どもたちがみずから修正できた点について、とてもよかったな
ということ、まず、申し上げたいと思います。特に、前文の2ページ目のと
ころですけども、「わたしたちは、全てのこどもにとって「こどもの権利」
が守られるまちなになることを願い、行動していきます」というこの一文が入
ったことで、非常にこどもからの声のこの文章に、締めりが出たと言いま
すか、まとまりが出て、とてもよかったなというふうに思いました。

パブリックコメントに関してなのですけども、このこどもの権利条例に
ついては、いらぬというご意見もあったんですけども、そういうご意見
も含めて、これだけたくさんの方の意見が寄せられたということは、区
民の方の関心が非常に高いということが伺えてありがたいなというふう
に思いました。

また、とても勉強なさっていらっしゃるんだなということがひしひしと感
じられて、私としても気持ちとして何というか、もう少し自分も勉強しな
きゃいけないなというふうに改めて気持ちを引き締めたところです。

パブリックコメントの内容についてなのですけども、とても的を射たご
指摘が非常に多く、今後、何かこれから例えば、改正するとか、何かあ
ったときには、ご参考にされるといいなというふうに思いました。ただ、
前文についてなのですけども、確かに、的を射たご指摘だったんですが、
今回は文京区の特徴を出すという意味で、こどもの声を全面的に出した
ところ、あるいは、文京区の宣言の欄に、簡潔ではありますが、必要かつ
重要なことを盛り込んだことで、的を射たご指摘はたくさんあったん
ですけども、ここは、今回、反映されないのは残念ではあるんですが、
このまま最終案で施行できたらありがたいなというふうに思いました。

あと、区報の特集号のイラストでご指摘があった点で、何か誤解を招く
イラストがあったというご指摘があったんですけども、今後はそれが反
映できたらいいなというふうに思いました。

先ほど、安藤弁護士からもご意見あったんですけども、今後は具体的
な取組について、力を入れていくべきだと思いますし、これでできて
終わりというわけではないので、時代とともに変わっていく必要もある
かもしれませんし、広く周知・施行というのをきっかけに、こどもの
権利侵害と思われるような事案がないように、文京区のほうでも具
体的な取組に力を入れていただけたらと思います。

ありがとうございました。失礼します。

遠藤会長：ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

原田委員：区民委員の原田と申します。1年以上にわたってこの案件ずっと担当されていて、成案になったことをとてもうれしく思います。

パブリックコメント読ませていただいて、感想めいたことで恐縮なのですが、ほかの自治体と比べてこうじゃないかというご意見がたくさんあって、そういうところが、文言上、劣っているんじゃないかみたいなご意見があるということは、そういうご意見としてありつつも、先ほど作って終わりではないというお話もありましたけど、逆にもし、そういうところがあるのであれば、今後この条例を子どもたちの推進リーダーも続けられるということですが、意見も踏まえながらより改善していくみたいなことで、余地もあるということを取り組んでいかれるぐらいの気持ちでやっていただいたらいいのかなと思います。文言上1番を、全国でみて1番を目指すよりも、実質がいいところがいいのかなというふうに思いましたので、感想めいた発言で恐縮ですが、発言させていただきました。

その似た観点で恐縮なのですが、逆に、ほかの自治体でも条例と比べて文京区の自治体のここが特に珍しいんだとか、特徴があるんだということもむしろ積極的にPRされたらよいのではないかというふうに思いまして、この会議出させていただいて、例えばなのですけれども、こどもの権利の中で5番目に、遊び、学び及び休めることということで、この会議ですごく休むというのは大事だよという意見が出て、文京区の特徴として、塾に行き続けている子どもたちが多いたとか、そういう意見がすごい盛り上がって多分入ったと思うんですけど、ほかの自治体には入っていないんじゃないかなとか思ったりしますので、施行されて周知されていく中で、文京区の子どもたちに刺さる部分を、文京区の独自の権利の条例だということでも周知されるとよりよくなるのかなと思いつつながらパブコメをさせていただきました。

感想めいて恐縮ですが、以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。何かございいますか。

子ども施策推進担当課長：一つ前の話で、パブコメのほうの区報の中で、役割を示した図があって、そのところでイラストの男女比がうまくバランスが取れていないものがありまして、子育ては女性がやるものなのか、というような指摘がパブコメで出てまいりました。これは私どものほうで配慮しなければいけなかったとこだと反省しておりまして、今後、同じようなことをやる際には、しっかり適正に対応していきたいと考えているところでございます。

また、区のほうの特徴ということで、今、遊ぶ、学び、休むというところがありましたので、そのもう1個上の6ページの、安心して生きる、過ごすための権利の④番の「家族や大切な人と一緒に過ごすこと」、これもWebアンケートの中の小学生のご意見の中から、家族とか、そういった人たちと一緒にいるということも権利じゃないかという指摘があって入れたところで、

こちらのところもあまりほかの自治体ではない形と書いていますので、我々も条例を作ってからこういったところは大切にしていきたいと思っています。

遠藤会長：どうもありがとうございました。それでは、よろしく願いいたします。

乾委員：失礼します。区民委員の乾と申します。ありがとうございました。

結果を拝見しまして、やっぱり大人の、こどもの権利条約に関する関心も認知度も、非常に高くておどろいたところでございます。皆様の周知活動とか、広報活動の日頃の成果だなというふうに感じたところです。ありがとうございました。

すみません。私も、5番の休む権利のところすみません。欠席したときもあるので、過去に出ていたら申し訳ないんですが、ほかの一部の自治体で、この休む権利のところ少し不登校を助長してしまうニュアンスとして受け取られることがあるんじゃないかという指摘が上がった自治体もございませぬ。もちろんですけども、これが不登校を前提にして作られているものではないですし、遊ぶためにその学ぶ権利を軽視してもいいということでもないんですけども、この辺りの文京区のご見解というか、お立場がお伺いできたらと思います。すみません。よろしく願いします。

子ども施策推進担当課長：こちら遊び、学び、及び休めることというところなのですが、これはやっぱり子どもが成長していく上ではどれも欠かせない大切な要素と書いています。優劣もないのかなというふうに思うところもあるんですけど、遊ぶことも、学ぶことも、休むことも大切ということで、特にこの休むことというのが、遊びや学びに一生懸命になっちゃうと、その分やっぱり時間は限られていますから、どうしても眠る時間を削って勉強しちゃうとか、ゲームしちゃうとか、ありがちなところだと思いますので、そういった意味では、休むというのもしっかり掲げていきたいという、その子その子にとっての、最善の利益という一番いいことは何かを考えていく中で、どういう在り方、過ごし方がその子にとって一番いいのかというのを考えながら、遊ぶこと、学ぶこと、休むことというもののバランスもそれぞれで考えていくべきものと考えてございます。

乾委員：ありがとうございました。子どもに逆手に取られないようにというか、楽しく理解ができるように、大人にも、子どもにも、説明活動、説明努力を続けていただきたいなというふうに感じました。ぜひよろしく願いします。

遠藤会長：ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

秋山委員：区民委員の秋山です。ありがとうございました。推進リーダーについてお聞かせください。2期生の募集ということですけども、基本的にもう1期生はもうリセットで、新規に募集するとか、あと1期生から継続して申し込めるかとか、人数の割合30人集まらなければというところあると思うんですけども、区としてのこの2期生の体制的なところの考えとかあれば、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。

1期生をつくったというそういう思い出もあると思いますので、そういった方が入っていただきたい半面、新しい意見も取り入れたりとかいろいろあると思いますので、そういった背景もあってお聞きしたいのと、1期生の方は先ほど申したように、こういった思い出もあるので、1回終わりではなくて、何かこういったところで、区のほうで携われることができる、できないはあると思いますが、そういった仲間を継続的にやったり、今後の継続的な意見の中でアンバサダーじゃないですけど、いろいろやっていただいたりとか、あと、もう会う機会もなく認定書ももらえたみたいですけど、せっかく法律ができた暁は何か、きれいなファイルでお渡しするとか、何か、一生の思い出とか、それをきっかけにこの若者の意見に出していただくとか、そういったところも一つのトリガーになればいいかなというふうに思いまして、コメントさせていただいた次第です。よろしくお願いします。

子ども施策推進担当課長：ありがとうございます。2期生のほうは、1期生も高3の方はもう卒業しちゃうので、対象から外れてしまうのですが、高3じゃない今高2の方までは、ぜひ、また来てくださいということでお声かけしております。この区報に出ている方もお二方は続けていきますと、申込みいただいています。あとは、昨年、時間切れで回り切れなかった高校もあるので、今年は残りの全て回りまして、新しい学校の方から申込みもきています。1期生のほうは、3年生は卒業となるんですけど、何かOBといいますか、お手伝いいただけるところもあるのかなと思っているので、積極的につないでいきたいと思っています。

また、1期生が連続して来ていただければ、その会の運営とかいろいろところで、こんな感じでやっているですよというのを、少し出していただきながら、ただ、また新しいメンバーで、集まった方々のそれぞれの個性とか彩りで、新しいものができたらいいなと思っています。

また、思い出に残るというところに関しては、7回目の最終回のリーダー会議では、後半の時間を決意表明の時間に充てまして、このリーダーの名前に込めた思いとしては、ここで気づいたり、得たものを、戻ってそこでフィードバックしてほしいと。そこでのリーダーになってほしいという思いを込めてリーダーという名前ですので、皆さんこれが最後、リーダー会議が最後だけど、これから何をしていきますかというのを決意表明していただいた上で、カード状のものを作りまして、それをお渡ししました。

また、リーダー会議自体は、ニックネームで呼び合っていたので、区のホームページで、オーケー取れている方のニックネームは全部載せておりまして、これは永久保存したいと思いついて、リーダーが、自分これなんだよと思いついていただいて、また何か活動のきっかけにしていればということで、そんなところで1年目の活動もつなぎながら、2年目はさらにパワーアップしていきたいと考えているところでございます。

秋山委員：ありがとうございます。期待以上のいろいろ取組をされて、非常にうれしく思いました。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは。

磯崎様：弁護士の磯崎です。今、こどもの権利リーダーの2期生大募集のチラシを拝見して気がついた点について、コメントさせていただきます。

活動内容の欄の対象者定員のところに、区内中学生、高校生世代と書いてあるんですけども、区内在住だけに限るという意味なのでしょうか。在学とか、何か、そこが読み切れなかったのもう少し丁寧に書かれるといいなというふうに思いましたのと、あと、先ほどの区報の特集号のことについて、イラストについてコメントさせていただいたんですけども、それと、そういう目で見ますと、リーダーの写真のところに映っていらっしゃるお子様を見ますと、女子と思われる方ばかりが映っているように思われるので、男子の方も入れて写真映るともう少しいいのかなと思いました。

以上です。

遠藤会長：貴重なご意見、ありがとうございます。何かございますか。

子ども施策推進担当課長：区内のところ、在住、在学大丈夫でございまして、1期生のほうも、半分ぐらいは区民の方なのですが、半分ぐらい高校生だと区外から来るかと思うんで、そんな状況でございます。チラシ上は、表現が足りなかったかもしれないですけども、各学校を回るときには、先生のほうにその旨を伝えまして、在住でも在学でも大丈夫なので、貴学に通ってる方ぜひ、ご紹介くださいとお声がけしているところでございます。

また、リーダー会議、女性のほうが多くございまして、3分の2以上が女性という形で、そういった母集団でやっているところもあるので、活動の伝わるような写真を限られた中から選んでいくと、これになってしまったところで、その辺も配慮したいと思います。実際、対談のほうも4人ですけど3人女性なんですけど、これももともとが女性が多いところで、バランスからいって中学生1人と、残り3人のところはやっぱり2-1になったところでございますが、何か外に出すものに関しては、もう一度、配慮していきたいと考えてございます。

遠藤会長：ご説明ありがとうございました。

磯崎様：ありがとうございました。

遠藤会長：まだございますか。じゃあ、最後ということで、時間がございまして、はい。

河合委員：すみません。時間で。公募区民の河合でございまして。テクニカルな話もしようと思ったんですが、それは後でメールでご連絡いたします。2点ありまして、まず1点目が、49ページ目に、小学生参加させてもらえていないんですけどというご意見をいただいておりますが、今回のこの権利推進リーダーの枠として、中学生、高校生、プラスどこかで小学生を入れるということはお考えになられているかをお伺いします。

二つ目です。50ページの10問目に関しまして、先生が殴る、蹴る、首を絞めるという、とてもそのまま放置できないようなことが書かれています。こ

れに関しましては、何かの対策を取る必要があるんじゃないかというふうに思いました。

パブリックコメントを出すときに、こういう悲鳴というか、ここにしか出せなかったのかなという部分がある中で、この返事を書いてくれた方を、ちゃんと後でフォローできるのかなというところも含めて気になりましたので、何らかの取組に反映いただきたいなと思いました。

以上です。

子ども施策推進担当課長：まず、リーダーのほうで、今募集のほうは中高生ではありますので、まだ具体的なところまで考えてはいないのですが、小学生のほう、今までだと児童館とかに回って意見を聞いたりとか、啓発してきたところはあるのですが、何か参加のところも今後の中で考えていきたいです。

また、10番のところに関しては、まずこちらの意見自体は、教育の担当のところにお伝えして、そちらからこちらの回答のほうをいただいたところのございます。ここだけだとなかなか特定できるものでもないので、一般的な表現になるとは思うのですが、もし何か具体的に、現在進行形で困っているところあれば、ぜひご相談いただいて、解決に向けていきたいと考えています。

遠藤会長：よろしいですか。

河合委員：ありがとうございます。このようなご意見があったということが各学校のほうにちゃんと周知されるですとか、こういう担任の先生、これだけの事案になると多分、皆さんご存じなんじゃないかなという気もしないでもないんです。裏でやっているのかは分からないですが、少なくとも1件、このような意見が上がっているということは真剣に受け止めて、何らかの対応を考えていただきたいなと思いました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。じゃあ、最後。

瀧田委員：申し訳ございません。中学校PTA連合会から出席の第六中学校PTA会長瀧田と申します。

今度3月に条例が公布の4月から施行されるということなのですけれども、これ小学校とか中学校で、いわゆる授業として取り入れるという計画はおありなんでしょうかということと、あとは保護者の役割という条文がある以上はやはり、保護者への啓蒙、これものすごく大事だと思います。保護者が理解しているから話が聞けるというところがスタートになるかと思しますので、その辺りの啓蒙というか、活動について、何かご予定がございましたらお聞かせください。

以上です。

遠藤会長：この辺りはどちらですかね。

子ども施策推進担当課長：条例を作った後は、幅広く啓発ということを考えていきますので、我々の部署としても大人向けと、それから子ども向けというところで、それぞれに伝わりやすい形での啓発はこれから、講習会みたいな

ものであったりとか、イベント的なものかもしれないですけど、考えていきたいです。

また、学校のほうとも連携しながら、そういった啓発をきめ細かにできるように働きかけていきます。

瀧田委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ほかにございますか。大丈夫でしょうか。分かりました。

瀧田委員：そうですね。ぜひ、学校授業とかでも取り上げて、当然いただきたいですし、保護者については、我々PTA、例えば、保護者会とかある場で皆さんに周知を進めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。まだまだ議論は尽きないところかと思いますが、予定の時刻を過ぎておりますので、次のほうに移らせていただきたいと思っております。

それでは、四つ目の議題、子育て支援計画における子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」及び「確保方策」について、取り上げてまいりたいと思っております。資料は第4号となります。こちらは子育て支援計画に内包されております、子ども・子育て支援事業計画について、前々回の会議において審議いたしましたニーズ量の算定を見直して、改めて数値が確定しましたので、それをお示しするものであります。

議題4、子育て支援計画における子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」及び「確保政策」について、鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木でございます。資料第4号をご覧ください。それと併せて、席上にあります子育て支援計画令和7から11、この冊子も併せてご覧いただきたいと思っております。

この閲覧用の、この計画のほうのページは170ページ、171ページ、そちらもおめくりをいただきたいと思っております。170と171ページをご覧ください。こちらの170ページの上に(16)児童育成支援拠点事業、こちらはまだ文京区ではないんですが、養育環境などに課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童のための居場所事業を令和8年度から実施をする予定でございます。

それから、171ページの(18)がこども誰でも通園制度ということで、親の就労状況にかかわらず、保育所等に通園できる制度でございますけれども、これは、この冊子で作る際には、まだ計画策定時における量の見込み、それからニーズ量が算定できなかったのもので、ここに記載のとおり事業概要と、現状と取組の方向性、ここだけしか書いていなかったのですが、前々回の会議のところ、速報値という形で、そのニーズ量とどれぐらい区がこの量を確保できるか、こういったものを示させていただいたところでございます。

今度、資料第4号のほうにお戻りをいただきまして、その辺りが今、1番と2番に書かれているところでございます。

前々回なんで、もうお忘れになっているところもあるかと思いますが、前々回の会議からの変更点が3番に記載しております。この先ほど言った、児童育成支援拠点事業の対象者、前々回は小学校1年生から高校3年生世代までの児童等とさせていただいておりましたが、庁内での議論、例えば、小1から小3については学童クラブのほうでしっかりお子さんを見ているとか、そういった理由も含めまして、あとは、もう少しこの施設のほうで対象を絞りたい、そういったところもありまして、小4から高校3年生世代のほうに変更したことで、ニーズ量等が一部変更しております。

実際にこの変更になった内容についてが資料第4号、1枚おめくりいただいたところの2ページ目につらつらと書いてあるんですが、要するに、具体的にその計画のほうの冊子のほうの(16)の児童育成支援拠点事業のこの文字しか書いていないページが、資料、あちこち行って恐縮なのですが、資料第4号の3ページ(16)児童育成支援拠点事業のほうに事業概要ですとか、確保方策の考え方ですとか、今度具体的にこの数字が入っております。

今度、資料第4号の3ページ目のところに、児童育成支援拠点事業のニーズ量がありますけれども、ここが数字が変わっております。前々回でお示したときは小1から高校3年生世代の数字、ここ前々回は、8年度から11年度まで全て9名だったんです。これ実際には、子ども家庭支援センターのほうで、要保護、要支援家庭が1年生から高校3年生まで8年度から11年度まで実際9人、年齢も上がっていくことで9人いるところが小4に上げたところで、こういった7人から8人になる。ここの数字が変わっております。確保方策、実際区のほうで、この児童育成支援拠点事業を8年度からつくるわけですが、その点については10人というところで変更はございません。

もう1枚、資料第4号のほう、おめくりをいただきまして4ページ目になりますけれども、こちらについても冊子のほうでは171ページ(18)事業概要と現状及び取組の方向性、文字でしか書いておりませんでした。実際にこういった資料第4号の4ページのように量の見込みのニーズ量と、区のほうでどれぐらい確保できるか、そういった確保方策を具体的な数字と記載させていただいておりますが、こちらについても、前々回でこの数字をお示ししておりますが、今回数字は変わっておりません。これは確定値という形になります。

こういったニーズ量、それから確保方策の数字が、今回一部変わったということで、ここでご説明をさせていただきまして、皆様のほうにご説明して、ご了承いただきましたらこれが確定という形になったというところの資料でございます。

説明は以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。ただいま、ご説明いただきました内容につきまして、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンライン参加の委員の皆様の順番でご発言を頂戴したいと思います。会場にいらっしゃる委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか、

よろしく申し上げます。

佐々木（万）委員：ありがとうございます。文京区認可保育園父母の会連絡会の佐々木と申します。先ほどの中学校PTA連合会の瀧田さんの意見に付随してという形なのですが、やはりこういったところ、保護者ですとか、教育者のほうにも周知が、子どもと関わる人たちということで周知ぜひしていきたいなと思っていて、私ども父母連のほうも、まさにそういったところ関わってはいるんですが、私の上の子も小学生なので、うちの小学校のPTAは結構人数が少なくなってしまうと、保護者会にもいらっしゃらなかったりするので、父母会しかり、若干、昔と比べて私もそんなに昔からいるわけ、父母会やっているわけではありませんけれども、なかなか全体への周知というのが保護者間で難しくなっている昨今、できれば区のほうから保護者全体に働きかける動きがあると、父母会のほうも区のほうから出ているよという形で周知しやすいので、ぜひ区のほうからの保護者へという意識をよろしくお願いいたします。

以上です。

子育て支援課長：ご質問ありがとうございます。昨今、課題のあるご家庭、お子さんが多い中で、やっぱり多様な居場所が必要ということで、今回子育て支援計画には、200ページにわたる計画の中の一部にこういった記載をさせていただいております。区内全体に周知が図れているとは、区のほうでも思っておりません。この計画をつくったときには、この文字だけだったんですが、実際、先ほどご説明したとおり、令和8年度、来年度からこういった施設を新たに区の重点事業としてつくることになりましたので、また実際できるのは8年度の後半のほうになりますので、出来上がる直前には、しっかり区報ですとか、分かりやすいチラシですとか、そういったもので教育者、教育委員会、それから保護者の皆様には、分かりやすい周知には努めていきたいというふうに考えております。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしくようお願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。ありがとうございます。

こども誰でも通園制度の量の見込み量が個人的にはあまり納得感がなくて、その背景は、私の捉え方が間違っていればご指摘いただきたいんですけど、グループ保育室こうらくとかが今、近い取組なのかなというふうに思っています。そこの抽せん結果とか見ますと、やっぱり補欠で16位とか約20位ぐらいいまで出ているということは、ニーズとしてはそれだけあるんじゃないかなというふうに思っています。そこの補欠の人数と比べても、少ないかなというところで、捉え方が違っていればその辺ご指摘いただきたいですし、そういうところとのギャップがあるなというふうに思っています。ご質問させていただいた次第です。

以上です。

遠藤会長：よろしく申し上げます。

子ども施設担当課長：子ども施設担当課長の足立と申します。量の見込みニーズ量につきましては、基本的にこれに掛ける5をしていただくようなイメージになります。例えばグループ保育室こうらくであれば、月曜日から金曜日までお預かりしておりますので、 5×7 で延べ35人となります。令和8年度は1日当たり37人ということになりますので、 5×37 で延べ185人というようなイメージで持っていただけると、近似値になってくるのかなというふうに考えております。

秋山委員：意図は分かったんですけど、グループこうらくだと結局申込みは、この曜日に何歳児でいくという形で、基本週1回通う形なのかなと思っていたので、そういう意味で私は一緒に捉え方かなというふうに思いましたので、そこは補足させていただきます。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

もう、大分時間が押しているようでございますので、もし何かございましたらまた、メール等でお知らせいただければと思います。

続きまして、次第3の報告のほうに入ってまいりたいと思います。本日は報告事項が2点ございます。

それでは、資料第5号「子ども・子育て支援法に基づく利用定員について」、足立子ども施設担当課長よりご説明いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

子ども施設担当課長：ありがとうございます。子ども施設担当課長の足立と申します。私から資料第5号に基づきまして、子ども・子育て支援法に基づく利用定員についてご報告させていただきます。

令和8年度、2026年度から、先ほどご質問を頂戴した部分になりますけれども、子ども・子育て支援法に基づく制度といたしまして、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が全国の自治体において実施されることとなります。

本事業の実施に当たりましては、子ども・子育て支援法第54条の2の規定により、その利用定員について区が定める必要がございます。また、利用定員を定めるに当たっては、同条第3項の規定により、文京区子ども・子育て会議への意見聴取を行うことが必要となっております。

このことから、本日利用定員について、本会議にご報告するものでございます。

項番3をご覧ください。(1)は特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員についての記載となっております。少し分かりにくい表現でございますが、これはいわゆる認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等の利用定員に関わる記載となっております。認可定員または各年度における4月1日時点の在籍児童数のいずれかを利用定員として定めるというふうにしておりまして、従前からこの方式で区としては採用しているところでございます。

次に、今回新たに定めます特定乳児等通園支援の利用定員につきましては、(2)の記載となります。ここで一般型と余裕活用型という名称が出てきてまいりますが、この類型については、これ以上の説明が本資料についてございませんので、この場で恐縮ですけれども、ご説明させていただければと存じます。

本事業を受け入れるお子さんの数、いわゆる定員をどのように設定するかという方法の別によりまして、余裕活用型と一般型の二つに分かれてまいります。保育園において本事業を実施する場合を例にご説明させていただきますと、当該保育園の通常保育の空き定員の枠を活用して、こども誰でも通園制度の利用児を受け入れる場合が余裕活用型、当該保育園の定員と別枠で定員を設けて同制度の利用児を受け入れる場合が一般型というふうに言われております。

この別に応じて、(2)ア、イのように利用定員を定めさせていただいておりまして、ア、一般型については、乳児等通園支援事業の認可定員をそのまま利用定員といたします。つまり別枠で設けた定員がそのまま利用定員とするということでございます。

イ、余裕活用型につきましては、3の(1)で定めた利用定員から在籍児童数を差し引いた数、すなわち空き定員、こちらを利用定員とするという考え方でございます。

本考え方に基つきまして利用定員を定めたいということで、今回ご報告させていただくものでございます。

最後に、項番4ですが、この利用定員の設定方法を変更する場合につきましては、改めて本会議に意見聴取をさせていただきたく存じます。

ご説明は以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容につきまして、何かご質問等ございましたら、ご提示いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

河合委員：公募区民委員の河合でございます。すみません。全く理解できなかったんですが、結局、これは何人になるというのは、今は定めないということでよろしいのでしょうか。

子ども施設担当課長：子ども施設担当課長の足立です。ご質問ありがとうございます。基本的に何人と具体的な数字を定めることが、特に余裕活用型の場合難しくございまして、その利用定員の設定方法の考え方についてお示ししているということでございます。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

河合委員：認可定員というのは、今決まっている認可保育所用の定員のことを指すということで合っていますか。すみません。

すごく難しい資料なので、私、後で勉強します。恐縮です。

子ども施設担当課長：確かに難しい用語でそもそも皆様になじみがないところかと思えます。認可定員という言葉がこの場合二つの意味があるものですから、そこについて、補足的にご説明させていただきますと、まず認可定員につきましては、児童福祉法の規定に基づきまして施設を開設する際に行う認可、この認可される際に定められる定員が認可定員でございます。対して、利用定員、こちらにつきましては、子ども・子育てに基づく給付制度になっておりますので、給付を受ける際に、給付額の価格を算定する際の基礎となる定員の数を、利用定員と呼びます。なので、基本的には認可定員の枠の中で定められるのが利用定員というのが保育所のほうになりまして、3の(1)にある認可定員というのは、保育園や地域型保育事業所についての認可定員、これは、そのまま認可定員を利用定員とするか、もしくは、その4月1日時点に在籍されたお子さんを給付額の算定基礎とする利用定員にする。どちらかを利用定員とするというふうな意味合いでございます。

続いて、(2)のアに書いてある認可定員というのは、保育所同様にこの乳児等通園支援事業を実施する場合についても、認可が必要になります。なので、この乳児等通園支援事業の認可をされた定員が給付をされる際の基礎となる利用定員にするというように、イコールとするものということでございます。私の説明自体も拙いものでございまして、なかなか分かりにくいところでございますけれども、ご説明としてはそのようになるかと思えます。

遠藤会長：はい。

原田委員：区民委員の原田です。私、実はもともとこういう仕事をしていたことがあるものですから、多分この表現が間違っていないことはよく分かっておりまして、その上で一つお聞きするとすれば、3の(2)のアの一般型というのが、今回文京区ではあるんでしょうかということがまず1点と、イのほうの余裕型がこの書き方しかできないというのは、多分間違っていないと思うのでそうなのですが、多分、アの一般型というのがないのであれば、規定上定めるだけということでもいいですか、ということをお聞きします。また、先ほどの資料4号のほうのご説明と、多分あのおときのご質問と同じだと思うんですけど、この利用定員のイの定め方だとすると、多分、週5日枠がある中で週5日行ったときの枠がここで書かれているという形で、掛ける5倍できるみたいな話、先ほどご説明いただきましたけど、多分そういうことだと思いますので、条例上とか、資料上、こう書くのは仕方がないにしても、さっきの資料の4号のほうもそうですけれど、実は5倍枠があるんだと、週1日しか使わない場合は5倍枠があるんだということを前提によく周知いただくというのではないかなと思います。

以上です。

遠藤会長：よろしく願いいたします。

子ども施設担当課長：子ども施設担当課長足立でございます。ご質問ありがとうございます。

まず一つ目の一般型があるかないかというところでございますけれども、この件につきましては、原則、余裕活用型を前提に本区のほうでは、このこども誰でも通園制度の展開を想定しているところでございます。と申しますのも、今年度まで、区の独自事業という形で、これまでこども誰でも通園制度が2026年度からスタートするということ踏まえまして、本区におきましては、今年度、それから昨年度もなのですけれども、未就園児定期預かりという形で区独自事業を展開しておりました。本事業におきまして、基本的にはこの余裕活用型を採用して展開をしておきまして、その流れをくみまして、来年度以降のこども誰でも通園制度におきましても原則、余裕活用型での実施を想定してございます。一部、グループ保育室こうらくは類型でいくと一般型になってまいります。私立認可保育所等で展開される場合につきましては、基本的には余裕活用型を想定しているところでございます。

また、次のご質問にあります定員のところの考え方につきましては、非常に分かりにくいご提示となっているところについては、大変申し訳なく思っております。当然、募集される際には何人使えますよというところが非常に肝になってまいりますので、その点について誤解のないよう周知してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

遠藤会長：ありがとうございます。大分時間が押しておりますので、また、追加のご質問等ございましたら、メール等でお寄せいただければと思います。

それでは、次のほうに移ってまいりたいと思っております。

資料第6号、児童相談所に係る運営状況について、佐藤児童相談所副所長よりご説明お願いたします。できましたら、開所されて間もないということで、数値などの読み方に関しまして、特に相談件数、これをどう捉えたらいいかとかも含めまして、ご説明をいただければというふうに願うところでございます。よろしくお願いたします。

児童相談所副所長：児童相談所副所長、佐藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料第6号、児童相談所に係る運営状況につきましてご報告いたします。本日は、令和7年度に開設いたしました児童相談所の本年度、おおむね上半期までの中間的な報告をさせていただきます。

まず、項番の2、児童相談所の運営状況につきまして、(1)各種統計につきまして、一旦3ページまでおめくりいただき、別紙1をご覧ください。9月末現在でございますが、1の児童相談受付件数は東京都からの引継件数を含めまして991件、2の児童虐待相談対応件数は528件となっております。想定はしていたところではありましたが、非常に多くのご相談が寄せられております。

3番の一時保護児童数につきましては、一時保護所におきまして67名、他区の児童相談所や病院等への一時保護委託数は28名となっております。

4の児童福祉施設等のお子さんたちの在籍の状況、5の愛の手帳の対応件数、6のこれは児童相談所におけるといたしますが、医師の活動状況、また同

じく7の児童相談所の弁護士の活動状況は、ご覧のとおりとなっておりますけれども、一番下の8、警察機関との連携状況につきましては、(1)警察からの通告件数は194件となっており、(2)をご覧いただきますと、昨年10月に児童相談所と警視庁巣鴨少年センター、区内4警察署等で実務的な意見交換会を実施しまして、両機関のより緊密な連携体制を図ってございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして1ページをご覧ください。2の(2)社会的養護推進の取組状況でございますが、本区での里親さんの登録数は全体で17家庭、委託児童数は6名となっております。

イの里親制度に係る周知啓発の実施状況につきましては、毎月実施しております里親制度説明会が29名、10月に行いました里親体験発表会につきましては38名の皆様にご参加いただいております。このほか、地域のお祭り、区主催のイベント、区立図書館でのコーナー展示のほか、大学機関、駅構内、公衆浴場におきますポスターの掲示など、地域に根ざした周知啓発を行っております。

(3)番、支援者支援の取組状況でございますが、所内におきまして専任の職員を配置しまして、表でご覧をいただいておりますチームへの支援、あるいは、職員への個別面談、また事業の係への支援等を通して、児童相談所職員が自信や安心感を持って業務に取り組めるような、この取組を進めておるところでございます。

2ページをご覧ください。(4)DX推進政策に係る取組状況でございますが、児童相談所職員が持続可能でより質の高い相談業務の実現を目指して業務のDX推進に取り組んでおります。

アでは、児童相談所と子ども家庭支援センターを常時接続テレビ会議システムで日中で常時オンラインでつなぎまして、お寺の伝通院の横にあります児童相談所とシビックセンターの中にあります子ども家庭支援センター職員が随時、緊急受理会議を行っております。

イでは、公用携帯電話、いわゆる内線スマートフォンを職員に貸与いたしまして、出張先であっても、児童相談所の03発信の電話番号から連絡することを可能として、保護者の方へ安心して迅速な相談を行っております。

ウでは、これはモデル試行というところでございますが、児童相談支援専用カスタマイズされたタブレット端末を用いまして、面談時あるいは記録作成時に活用して、業務の一層化の効率化を狙いとしております。

続きまして、大きな3、児童福祉審議会の開催状況でございますが、審議会の事務局は子育て支援課が担当しております、(1)番の児童福祉審議会は年に2回、(2)各部会はご覧いただいている部会について計9回実施しております。

大きな4、先ほど来からご議論いただいておりますこどもの権利擁護に関する取組でございますが、児童相談所に関わる子どもたちの権利擁護について、児童相談所では(1)一時保護所のしおり、こどもの権利ノートなどを活用しまして、職員が子どもたちにこどもの権利について、丁寧に説明して

いるほか、機会を捉えてこどもの権利擁護に関する取組を進めているところでございます。

(2)の意見表明等支援事業につきましては、子育て支援課の所管となりますが、一時保護所で過ごす子どもたちに弁護士の方で専門研修を受けられた子どもの意見表明等支援員が、お子さんたちからの意見や意向を聞き取りまして、児童の希望に応じて意見を代弁するという取組を行っております。

実施回数や状況はご覧のとおりとなっております。

ここまで駆け足でご説明をさせていただきましたけれども、現在の児童相談所の現場での状況等につきまして、本区児童相談所長の栗山よりご報告を申し上げます。

児童相談所長：文京区児童相談所所長の栗山でございます。日頃から児童福祉の推進、そしてご理解をいただき本当にありがとうございます。開所した児童相談所は、様々なケースと出会い、学校や保育園、幼稚園、医療機関をはじめとした関係機関との連携に努めております。

細かい数字については、先ほど副所長の佐藤のほうから報告をさせていただきましたが、文京区の人口規模から推計した相談件数を大きく上回っているというのが現状でございます。また、国の制度も改正されて、昨年6月には、一時保護の司法審査の導入をはじめ、今までの支援方法に新たな視点が求められている現状もでございます。

本区の特徴として、教育的な観点から起因する事例など多く見られているところですが、児童福祉司のほか、専門スタッフがお子さんや保護者に丁寧に寄り添い、問題解決のアプローチを図っているところでございます。

児童相談所には児童福祉司、児童心理士に加え、保健師が2名、それから警視庁から派遣されている現役の警察官1名を配置しております。非常勤ではございますが、弁護士4名の配置、これは弁護士との事前の打合せの中で、近代事例においては1人の弁護士が采配するのはかなり難しい状況にあるので、チームで対応して協議をしながら進めていきたいと弁護士側からの希望もあって4名のチーム制をとっております。

また、小児科、それから児童精神科医師が8名配置しております。様々な相談に支援展開を図っていくよう、チームを組んで対応しているところでございます。

さらに先ほどご説明ありましたが、困難事例に直面した職員が、いわゆるバーンアウトをしないよう、人材育成の視点を有して、いわゆる職員側を支援していく、支援者支援という新たな取組も行っているところでございます。

今後も、地域に即したフットワークの軽い、そして丁寧な支援が実現できるよう、子ども家庭支援センターや教育センターをはじめ、区の機関ともさらなる連携強化に努めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

遠藤会長：ご説明ありがとうございました。今のお話につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お寄せいただければと思いますが。よろしくお願いたします。

乾委員：失礼します。区民委員の乾と申します。ご説明ありがとうございました。里親の登録数のところでご質問させていただきたいんですが、やっぱり専門的なケアを必要とする児童を養育する専門里親さんというのは、私は必要だと思うんですけども、現在のところゼロ家庭になっています。こちら養成中、研修中だからという認識でよろしいでしょうか。

児童相談援助担当課長：児童相談所、児童相談援助担当課長の新納です。ご質問ありがとうございます。

専門里親制度というのは、養育里親を経験されている方から、一定の条件があります。子どもの委託を受けて養育をしている期間、それから、国の指定する専門研修を受けるといふようなところがあって、専門里親として登録されるということになっております。

そういった意味では、本区の里親さんの中には、条件は当てはまる方はいらっしゃると思うんですけども、養成中ということ、専門里親研修を受けている途中ということではございません。

乾委員：分かりました。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかに、もしございましたら、はい。

原田委員：時間が迫っているところすみません。区民委員の原田です。本件ご報告いただきましてありがとうございます。私もこの件数がどう評価できるのかなというのが気になって、会議前にこども家庭庁が出している全国の数字を人口で割り戻してみても計算してみたのですが、そうしましたら大分多いような気がいたしまして、先ほど職員さんが大変ななか支援されているというお話いただいていたけれども、もしこの数字が私はただ単純に割り戻しただけですが仮にすごく多いということなのであれば、そのことを一生懸命区の中でも言っていたいて、人を確保するとか、多分そんなことは大切なんだろうなというふうな感想が一つです。あと1点ご質問なのですが、この里親の家庭数は、この半年間で新しく文京区で、新規に登録いただいた方の数なんでしょうか。それとも東京都のほうから引き継いだ文京区に在住の養育里親で登録されている方なんでしょうか。どちらにしても若干少ないかなと思いつつ、やはり、社会的養育を家庭的養育でという流れがあるかなと思いますので、事実をお伺いした上でいろいろ取り組みされているところだと思いますので、ぜひ推進していただきたいなというふうなお願いでございます。

以上です。

児童相談援助担当課長：ありがとうございます。まず、件数については、資料記載のとおり、東京都から引き継いだ数が270件ぐらいありますので、4月に開所してから受理をさせていただいた件数と、それにプラスして、東京都の児相センターが以前、3月まで文京区所管していましたので、そこからお引き継ぎさせていただいたケースを含めた数になっております。

そういったことを踏まえても、やや多いかなというのは実感として感じているところではございます。そういった意味で、支援者支援だったりと

か、あるいは日常的に、風通しのよい雰囲気づくりだったりとか、相談のしやすい雰囲気づくりというのは心がけているところです。

それから、里親家庭の登録数については、4月以降登録された方も含めている数になっておりますが、東京都から引き継いだ数も入っております。

遠藤会長：よろしく申し上げます。

児童相談所副所長：恐れ入ります、副所長の佐藤でございます。もう一つお話頂戴しました件数に関してなのですが、これは、先行区の児童相談所からもお話を聞くところではあるんですが、どうしても初年度のところでは、今まで東京都のほうも非常に頑張ってくれてはいたんですが、なかなか相談として取り切れなかった部分というのが、区の児童相談所が開設したことによって、じゃあ、聞いてみましょうというようなところも一定含まれておるのかなと。これがまた来年度以降、またこのデータが取れてきますと、その傾向をまたご報告できるのかなというふうに考えているところでございます。

遠藤会長：ご解説いただきありがとうございます。この件数、どういうふうに読めばいいか、いろんな見方があるかと思いますが、先ほど、教育事例が多いとか、あるいは、場合によっては多分、心理的な虐待とか、そういうことに関してはもしかしたら、文京区ならではの特色ということもあるのかもしれないので、今後はそういった分析も含めまして、ぜひしっかりとした対策をさらに進めていただければというふうに思うところでございます。

それでは、もう時間が大分予定よりも過ぎておりますので、本日の議題として予定しているものは全て終了いたしました。

冒頭にご案内させていただきましたとおり、本日が現委員で開催される最後の会議となります。任期の途中からご出席された委員の方もいらっしゃいますが、任期である2年間、誠にありがとうございました。

本日ご出席されている皆様から、これまでこの会議にご出席されてのご感想をお一人ずつ一言いただきたいと思います。

開場にお越しの委員の皆様から順番にお名前をお呼びいたしますので、着席したままで結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、こちらから、秋山様からよろしく願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山でございます。2年間いろいろお世話になりました。好き勝手なことも申したかなと思いますけれども、願わくは、なかなかこういった会議では区の方との質疑で終わってしまいますけど、いろいろディスカッションもできるともっと発展できるかなと思いましたが、また引き続き一応応募はさせていただきましたが、選考次第ではありますけれども、また機会がありましたら、ご縁がありましたら引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは、乾様、よろしく願いいたします。

乾委員：失礼します。区民委員の乾です。2年間ありがとうございました。なかなか全資料を毎回読み込むことができずに、会議の後に追加でメール、ご質問させていただくことも多かったんですけども、その都度、担当の部署の方からご丁寧に迅速に回答をいただきました。本当にありがとうございます。

毎回、アンケートも結果も、皆さん、区民の皆様もご自身の生活実態をきちんと区政に反映してもらうための具体的なニーズというのを主張してくださっているなというふうに感じるばかりでしたので、なかなか全ての事業、意見を反映させることはできないんですけども、これからも文京区らしさの実現に向けて、施策立案のために努力を続けていっていただきたいなと思いますし、私も引き続きパブコメのほうでも、意見側からでも力になればなというふうに思いました。本当にありがとうございました。

遠藤会長：どうもありがとうございます。それでは河合様、よろしく願います。

河合委員：公募区民委員の河合でございます。私は今回が2期目でしたので、4年間いろいろと、本当に好き勝手申し上げてしまいましたけど、その間に一番初めの議題になっていた児童相談所の設立の要件からいろいろと参画させていただいて、実際動き出して、初めの状況をお伺いすることができてとても感慨深いものがございます。

その間に、全数、若者に対する全数のアンケートですとか、子どもの意見を聴取しながらの条例制定ですとか、文京区の方々、本当によく働くなというふうなことも思ったりしています。本当にありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは原田様、よろしく願います。

原田委員：区民委員の原田です。2年間、本当にお世話になりました。私もたくさん会議で発言してしまって、ご迷惑をおかけしたんじゃないかと思いません。大変恐縮です。

私自身、先ほども言ったんですけど、こういった仕事を実はやっていたことがありまして、ただその中で自分が住んでいるまちの施策にちょっとでも関わることができたということで応募させていただいて、実際こういう場で発言させていただいて、とても勉強になりました。特に自治体の方々のご苦勞というのが垣間見れて、勉強にもなりましたし、ご負担をおかけしましたし、多分、これからも大変なんだろうなと思いつながり参加させていただいた次第です。本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは、じゃあ、名簿順ということで、大橋様、よろしく願います。

大橋委員：青少年健全育成会の大橋です。私は多分、8年目だと思うんですけど、本当に毎回、勉強させていただいています。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは堀口様、よろしく願いいたします。

堀口委員：文京区女性団体連絡会の堀口です。大変にありがとうございました。

男女平等センターのところでやります事業にも、この子ども部会で教えていただいたりとか、気がついたことを事業に結んで、できて本当によかったなというふうに思っています。

あと。茗荷谷クラブの井利さんから何回も、会議ごとに何うお話が、そこで苦しんだりとか、そこで格闘している皆さんの様子を本当に伝えていただいて、さらにまた自分たちができることを頑張っていきたいなというふうに思いました。本当にありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは弘世様、よろしく願いいたします。

弘世委員：文京区民生委員・児童委員協議会から参りました弘世京子と申します。大変この会議で勉強させていただきました。追いつけないほどの内容もございましたが、引き続き勉強させていただきながら、持ち場といいますか、立場で少し視野を広げて、さらに深めて、活動を続けてまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは早川様、よろしく願いいたします。

早川委員：文京区私立幼稚園連合会から参りました早川です。今年度から前任の先生にかわって出席させていただきました。今年度は、若者計画の策定というものが主な議題であったと思いますけれども、文京区が本当にこれからの歩みについて、真剣に議論を重ねておられるということを感じることができて貴重な機会をいただいて感謝しております。

私立幼稚園の連合会は、15の園のそれぞれ背景の異なる園が連合会として幼児教育を担っております。文京区にお住まいの若い方々、若い世代の方々がより充実した生活を送れるように、力を尽くしていきたいと思っております。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは慈愛会保育園の佐々木先生のほうからお願いいたします。

佐々木（妙）委員：慈愛会保育園の佐々木でございます。この委員会、相当長くここに座らせていただいているんですけども、あまり発言も多くなさく、というのも、やはり、立場の違いでもって、なかなか、発言しにくい、私見になってしまうというのがあったから、そのせいかななんて思うんですけども、保育団体でもいろいろとこういった会議を進めてきたというようなことがありましたので、物すごく参考にさせていただいて、いい勉強になりました。

文京区のおよさというのもこの会に参加することによって、私たちはほかの区の園長たちと話す機会があるんですけども、本当、文京区はすごいなというふうにも文京区自慢しているぐらいなのですけども、本当に職員の皆

さんたちも一生懸命、これ、ここまでやるのかしらということでは、本当に自慢できる文京区です。死ぬまで文京区におりますので、よろしく願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは佐々木万紀子様、よろしく願いいたします。

佐々木（万）委員：同じく佐々木と申しますが、文京区認可保育園父母の会連絡会の佐々木と申します。今年度は去年担当していた委員のほうが出産ということで、私のほうが初めて参加させていただきました。

認可保育園父母の会ということで、いわゆる保育園の保護者、父母の会だったり保護者の会と呼ばれておりますが、その会の方々を取りまとめているというか、その方々の意見ですとかを募集して、区のほうに連絡するような運営団体になります。ということで、この会では、私の仕事は、私の耳に、目に入る情報を、なるべくもうこの場で発言することかなと思って、たくさん、拙い意見だったと思いますが、私的な分野もありましたけれどもお話しさせていただきました。

その中で、文京区ならではのこういった法案ですとかをまとめるに当たり、保護者として父母の会ですとか、父母連としても保護者のほうから、なぜ港区と違って文京区は、ですとか、世田谷区と違って文京区は遅いんだ、みたいなことを言われて、私たちもどう、どう、どうとやっている場合なのですけれども、やはりこういう会議に参加させていただくと、ここに集まる方々の熱い思いですとか、真剣さですとか、そういったものも感じるので、そういったこの印象ですとかも、父母、保護者の方々に間接的ながら伝えていければなと思っております。

また、直前の先輩からではありませんが、過去の父母連のほうからも、区の特に今回の施設、新しい施設ができるということで、そういった施設ができる、公園ができるといったところで、なかなかこの意見が反映されづらくて、あまり区民の声を聞けていないところがあるので、よくウオッチするようにというようなことづてを受けているので、厳しくはなりますが、またウオッチさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは木下様、よろしく願いいたします。

木下委員：小学校PTA联合会、昭和小学校木下と申します。本年度から参加ということもありまして、最初のほうは分からないことというのが結構ありました。ただ、自分の中でもすごい勉強になったことがありまして、1年間ありがとうございます。昭和小学校としても、こどもの権利ということで、策定が無事できまして、こちらのほうは、個人的にも会長としても、学校と連携を取りながら、啓蒙活動ができればなと思います。1年間ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは瀧田様、よろしくお願いいたします。

瀧田委員：お世話になりました。文京区立中学校PTA連合会からの出席で瀧田です。中P連として、いろいろ充て職ということで、いろんな会議体参加させていただいているんですけども、やはりこの子ども・子育て会議、もうメインどころだと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

遠藤会長：それでは、篠塚様よろしくお願いいたします。

篠塚委員：特別支援学級連絡協議会の篠塚と申します。私も今年、この1年でしたけれども本当にありがとうございました。

まず、文京区の職員の方々の真摯な調査や検討、本当にありがとうございます。一区民、また、子どもを持つ親として本当に感謝申し上げます。職場でも、子育てについて同僚と話す、やはり文京区の手厚さは感じるところでございます。

最後に、1年通して思ったこととしましては、こういった政策が、小学校等の現場に、ただ結果としていだけじゃなくて、背景事情とか検討過程というものを合わせて、各学校の職員の方とかにもより浸透していくと、本当に政策の浸透というところにつながっていくと思いますので、引き続きフォロー等いただければ幸いです。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは石樵様、よろしくお願いいたします。

石樵部会員：社会福祉協議会の石樵でございます。私どもいつもいろんな制度や支援のはざまにあるお子さんですとか、対象の外側にいらっしゃるお子さんや若者を伴走型で支援してまいりました。今回計画の策定と、また条例の制定を通して、この機会に子どもから若者まで、連続して見守りと支援が実現されていくと、非常に期待が膨らんでいるところでございます。

私どもも一層努めてまいりたいと思っております。今回担当の皆様、そして間接、直接に関与してくださったお子様方に感謝しております。ありがとうございました。

遠藤会長：ありがとうございました。それでは那須様、よろしくお願いいたします。

那須部会員：文京区青少年会の那須と申します。青少年委員会は、各校、小中30校に各委員がおりまして、学校と地域の連携を目的として活動しております。そういう関係で、一昨年度から子育て支援課のほうからご相談を受けまして、こどもの権利条例の制定に関するご協力をさせていただいております。

先ほど資料にも出てきました中学生サミットは、当会の主催でございまして、議場で行った際に、非常に中学生の意見が聞かれた会でありました。

これからも、今回こういう会でいろんな計画であったりとか、条例の制定であったりとか、そういうことが決まっていたわけですがけれども、今後も行政にご協力できる部分は当会で協力して進めていければと思っております。

今後ともよろしく願いたします。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは、オンラインでご参加の高櫻先生いらっしゃいますでしょうか。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。本日は、今期最後の会議ということだったんですが、急遽オンラインからの参加となりまして申し訳ありません。

今期も事務局の皆様のおかげで分かりやすいご説明と委員の皆様からのご意見から、私自身、たくさんのお話を学ばせていただきました。本当にありがとうございます。

今期最後ということで、感想というか願いをお伝えできたらと思っております。今回様々な計画や条例について検討してきたのですが、今後、それが実際に動いていくというときに、安心や信頼という輪が広がっていったらいいなと感じております。

といいますのも、私はふだん実践現場に何うことが多いんですが、直接子どもに関わっている人たちがそこで一緒に働く同僚を信頼できること、担当部署をはじめとした区の方から自分たちの実践が応援してもらっていて、支えられていると感じることが、保護者の方から自分たちを支持してもらっているということを感じることが、実践の質の高さに直結していることを実感しています。そのことを思いますと、こうした安心とか、信頼の輪というものが広がっていくこと、そのときに、子ども、保護者、若者の今をともに考えて、支えて、協働していくということが、実はその当事者だけではなくて、様々な年代、多様な背景を持つ人が長期にわたって、文京区で暮らし、育っていくことに対する安心、信頼につながってほしいと思っております。

これからも、私でできることはぜひ協力させていただきたいと思っております。本当にありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。それでは高橋先生、よろしく願いたします。

高橋委員：白百合女子大の高橋です。いつもオンラインで失礼します。今日も入試で来れるかどうか危なかったんですけど、最後に到着できてよかったです。時間超過していますので、ごく端的にお話しします。二つだけ。

一つは、前まで、子育て、子どもに関する量の話をして、この会議はずっとしていたんですが、途中から質の話にスイッチして、この短期間に、ここまで深い議論ができるころまで、持っていった区の職員の方々もそうだし、委員の方々、本当にすごいなというふうな感想。これがまず第一点です。

それから二つ目は、今日の話で、一番話題になっていた話だと思うんですけど、やっぱり子どもすごいなということを改めて感じました。願わくば、今、小学生、中学生あるいは幼稚園、保育園の子どもたちが、大人になったときに、この場に座って、ごく当たり前のように言いたいことを言えるよう

な、そういう成長ができるような環境、これができるのが多分理想系だと思います。

まだ、はじめの一步だと思うんですね。そのはじめの一步にしては、もう上場のはじめの一步だと思います。ただ、やっぱり何というのかな、意識高い系の子どもたちだけが集まっちゃうと、これなかなかうまくいかないんで、口下手で、何かもごもごして何か言えないんだけど、でも言いたいこと俺はあるんだ、みたいな子どもたちをどう拾っていくとか、いろんな課題はあると思うんだけど、そのためにはやっぱり大人たちがしっかり話をしてる場面を子どもが見るということはすごく大事だと思うんで、こういう立派な場だけじゃなくていいんですよ。いろんなところで大人たちがおしゃべりしている場面を、子どもがいっぱい見るということが、目になると思うんで、そんな区になってくれるといいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。お疲れさまでした。

遠藤会長：どうもありがとうございました。皆様から、大変熱い思いを寄せていただきまして、本当にどうもありがとうございました。

一通りご発言が終わりましたので、これより進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

子育て支援課長：委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、会議の会長を2年間務めていただきました、遠藤会長よりお言葉をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

遠藤会長：皆様、2年間にわたり、この会議において、忌憚のない、そして建設的なご意見を非常に多くお寄せいただきまして、心より御礼を申し上げます。

先ほどからお話がありましたように、文京区、いろいろやはり、都内の中でも特色のある区であるというふうに言えるかと思います。そういうふうな状況というのを皆さん、一人一人的確に捉え、その状況に応じて文京区のこの施策というのをさらによくするために、本当に前向きに真摯に取り組んでくださったというふうに感じております。従来の子ども・子育ての案件に加え、さらに若者支援の案件ということで、委員の皆様には大変ご負担をおかけしたのではないかなというふうに感じております。

ただ、そういう新しい案件が入ってきたところにおいても、積極的に恐らくお一人お一人、多分いろいろ調べくださったんだと思います。

そして、この場では本当に、私どもがあまり気がついていないようなことについても、いろいろとご教示くださいまして、本当に感謝申し上げる次第でございます。

そしてまた、本当に文京区の職員の皆様は、もちろん委員の皆様から出てきたことに関して真摯に向き合うということと同時に、実はやはり特にこどもの権利というようなことを、これ本当に新しく立ち上げるということ、さらには若者支援計画ということに関しても、これも一から作るというふうな中で、本当にご苦労がおりだったのではないかと思います。

ただ、特にこどもの権利の条例ということは、4月から施行ということでございまして、今日も委員の皆様からもいろいろとご発言があったかと思いますが、具体的な取組にどういうふうにつなげていくかということが、一番重要なところかと思えます。

こどもの権利に関する条例にしても、あるいは若者支援計画ということに、若者計画にしても、これを今後どういうふうに変えていくかというところが、極めて重要なところ、問われるところかなというふうに思うところもございますので、今後とも、いろんな形でご協力を賜ればというふうに思うところでございます。

毎回、とても議論が活発で、今日も時間が過ぎているんですが、2時間におさめるところでいつもハラハラドキドキの状況で、司会がうまくできなかったというところ、最後におわび申し上げたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

子育て支援課長：遠藤先生、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、文京区の幹事を代表して、子ども家庭部長の多田よりご挨拶をさせていただきます。

子ども家庭部長：子ども家庭部長の多田でございます。繰り返しになりますけれども、本日が委員の皆様任期最後の会議ということで、幹事を代表してご挨拶をさせていただきます。

まずは、最後の会議ということで、皆様方からお褒めの言葉をたくさん頂戴いたしました。私だけでなく、幹事全員がその辺り本当に感無量の気持ちではないかというふうに思います。

それでこの間、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本会議にご出席いただきまして、様々な角度から大変貴重なご意見を賜りました。まずはこの場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

さて、委員の皆様には、令和6年度、7年度の2年間にわたり、主に三つの事業についてご尽力いただきました。

1点目ですけれども、子育て支援計画についてということで、令和2年度から6年度までの全計画の進捗状況を管理するとともに、子ども・子育て支援施策の継続性を確保し、さらなる取組を推進するため、令和7年度から11年度までの新たな計画を策定いたしました。

2点目ですけれども、若者計画の策定になります。こちらは文京区では、初めてとなる計画でしたが、区内の若者に対する実態調査や、学識経験者、若者当事者との意見交換、また本会議での審議など、様々な機会でもりましたご意見を集約することで、こうして最終案を作成することができました。

3点目は、こどもの権利に関する条例の制定です。こちらは条例の内容をご検討いただくとともに、子ども月間やこどもの権利推進リーダーといった、こどもの権利についての様々な啓発活動を進め、ご意見を賜りました。

このほか、皆様の任期中の大きな出来事として、昨年4月に文京区児童相談所を開設いたしました。子どもに関する家庭などからの相談に応じ、適切な支援や援助を行うことで、今後もその権利の擁護を図ってまいりたいと思います。

我が国の子ども若者施策につきましては、引き続きこども家庭庁を主軸とした短期的かつ中長期的な活発な動きが予想されるところであります。本区としてもそうした動向に注視しながら、本区における子どもや若者、子育てについての状況をしっかりと捉え、また子ども・子育て会議をはじめ、様々な議論を重ねながら、文京区ならではの政策を一層推進し、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行ってまいります。

最後になりますが、委員の皆様のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。2年間本当にどうもありがとうございました。

子育て支援課長：最後に、この会議の今後の予定について、ご説明をさせていただきます。

まず、若者計画については、今後、地域福祉推進本部、それから地域福祉推進協議会、2月の議会で報告を行って、3月に冊子を印刷をいたしまして完成となる見込みでございます。

計画冊子が納品されましたら、皆様にもお送りをいたしますので、ぜひご覧をいただければと思います。

こどもの権利に関する条例については、2月議会で上程し、3月に公布、4月に施行となる予定です。

来年度につきましては、条例の周知、啓発に区として取り組んでまいります。

なお、来年度は4月以降に、新たな委員の皆様と、主に子育て支援計画の計画内容の進行管理、ニーズ量の算定の実施等を予定しております。また、このほかの子ども若者関連のことについても会議に諮り、委員の皆様からご意見をいただき、文京区の子育て支援、若者支援策をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

これからも子ども・子育て会議、子ども・若者部会にご関心をお寄せいただければと幸いです。

それでは、これをもちまして文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

以上